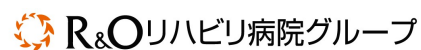


【対外公表資料】 男女の賃金の差異について



	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	102.5%
正社員	112.9%
非正規・パート	62.2%

- 対象期間 : 令和3年事業年度(令和3年11月1日～令和4年10月31日)
対象賃金 : 基本給、超過労働手当、その他手当、賞与を含み、通勤手当等を除く。
パート・有期社員 : パートタイマーを含み、派遣社員、嘱託医師を除く。

※なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。

以 上